

契約手続の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項
福祉部 子ども家庭局	契約書を作成する契約については、元請負人に対し、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書の提出を求めなければならないが、誓約書を徴していないものがあった。 契約名称：非行少年立ち直り支援サポーター募集・養成・派遣業務 1 契約期間：令和5年4月1日から同年5月31日まで 2 契約金額：565,004円 また、下記契約において、同じ相手方であったことから、誓約書をそれぞれの契約で徴さず、まとめて徴していた。 契約名称：オレンジリボン啓発物品の購入 1 契約期間：令和5年8月4日から同年10月2日まで 2 契約金額：2,367,882円 契約名称：オレンジリボン製作、綿棒パッケージ訂正シール貼付、袋詰め及び配送業務 1 契約期間：令和5年8月4日から同年10月31日まで 2 契約金額：1,283,997円	検出事項について原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。 【大阪府暴力団排除条例】 (公共工事等からの暴力団の排除に関する措置) 第11条 2 知事は、前項各号(第3号を除く。)に掲げる措置を講ずるために必要があると認めるときは、元請負人及び下請負人等に対し、これらの者が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書の提出及び必要な事項の報告等を求めることができる。 【大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則】 (誓約書の提出等) 第8条 知事は、元請負人(経常建設共同企業体又は特定建設共同企業体にあつては、その構成員)に対し、条例第11条第2項の誓約書(様式第1号。以下「誓約書」という。)を、公共工事等に係る契約を締結する前に提出するよう求めるものとする。ただし、大阪府財務規則(昭和55年大阪府規則第48号)第65条の規定により契約書の作成を省略する場合は、この限りでない。 【会計事務の手引】 第5章 契約 第2節 契約の締結 5 公共工事等からの暴力団の排除に係る措置 [注]誓約書の徴取について ・同じ契約相手であっても、公共工事等に係る契約毎に、誓約書を徴取する必要があります。
措置の内容		
今回の検出事項の原因は、契約事務担当者及び承認者の契約に関する認識不足及び確認不足によるものである。 再発防止に向け、所属職員に注意喚起を行うとともに、提出書類の確認の周知徹底を行った。		

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和6年6月3日から同年7月1日まで）